

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

障害児支援関係団体 御中

こども家庭庁長官官房総務課
こども家庭庁成育局総務課
こども家庭庁支援局総務課

令和 5 年度「秋のこどもまんなか月間」における取組の推進について（協力依頼）

平素より貴団体におかれましては、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の取組にご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」としているとおり、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成する必要があります。

その取組の一つとして、本年 5 月より「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただいた企業・個人・地方自治体などに「こどもまんなか応援サポーター」となっていただき、「今日からできること」を実践し、取り組んだ内容を自ら SNS などハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけて発表いただく「こどもまんなか応援プロジェクト」を開始し、さらに 7 月には「こどもまんなかアクション」キックオフイベントを開催し、政府全体でも取組を進めているところです。

ついては、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、11 月を「秋のこどもまんなか月間」とし、「こどもまんなか応援サポーター」の取組をはじめ、企業・個人・地方自治体等の取組との輪を広げていきたいと考えておりますので、貴団体における取組を「秋のこどもまんなか月間」やその前後に向けて進めるなどの検討をお願い申し上げます。また、貴団体における関係施設・団体等への取組の周知・促進についてもご協力をお願い申し上げます。

なお、こどもまんなか月間は、今後春（5 月頃を想定）と秋（11 月頃を想定）の年 2 回の実施を予定しており、こども家庭庁で実施している各種キャンペーン、表彰等の取組については、取組自体は維持しつつ、必要に応じて統合、名称変更なども行った上で、それぞれ当該月間中の取組の一つとして位置づける予定です。具体例については別表をご参照ください。

また、本年 7 月に、一般の皆様からの投票結果を受けて別紙のとおり「こどもまんなかマーク」を決定し、こどもまんなかアクション推進のため、行政機関のみならず、広く事業者や個人等にもご活用いただけるようにしておりますので、あわせて周知等のご協力をお願い申し上げます。

※ 「こどもまんなかマーク」の使用に際しては、あらかじめ事業者登録及び使用許諾申請をお願いしております。詳細は、次のURLをご確認ください。 (<https://www.cfa.go.jp/mannaka-mark/>)

(担 当)

こども家庭庁長官官房総務課

こども家庭庁長官官房少子化対策室

TEL: 03-6771-8030

(別表)

○春のこどもまんなか月間（5月頃を想定）

既存の取組	今後の実施方法	担当課
児童福祉週間	名称を変更しつつ、取組自体はこれまでと同様に実施予定	成育局参事官 (事業調整担当)
子どもと家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者オブ・ザ・イヤ—	それぞれの表彰を統合し、「未来をつくるこどもまんなかアワード」として実施 (令和5年度のみ、秋のこどもまんなか月間中に実施)	支援局虐待防止対策課

○秋のこどもまんなか月間（11月頃を想定）

既存の取組	今後の実施方法	担当課
児童虐待防止推進月間	秋のこどもまんなか月間の中で、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として従来の取組を実施	支援局虐待防止対策課
子ども・若者育成支援推進強化月間	名称を「秋のこどもまんなか月間」とした上で、従来の取組を実施	支援局虐待防止対策課
家族の日・家族の週間	秋のこどもまんなか月間の取組の一つとして引き続き実施	長官官房少子化対策室

(別紙)

こども
まんなか